

## 佐賀県告示第 264 号

令和 2 年 5 月 22 日付け農林水産省告示第 1031 号で保安林の指定施業要件を  
変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方となる森林所  
有者の所在が不分明であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 189 条の  
規定により、その通知の内容を嬉野市役所に掲示するとともにその要旨を告示  
する。

令和 3 年 7 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

### 1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方
嬉野市嬉野町大字吉田字榎坂乙 1049 番 1	大嶋 洋

### 2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町  
に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県農林水産部森林整備課及  
び嬉野市建設・農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）